2　通信設備以外の設備の変更の工事のうち次に掲げるもの ⑴　高周波発生装置の変更の工事 ［⑵・⑶　略］	当該部分の全部について撤去する場合、又は当該部分の全部の取替えであつて次に掲げる条件に適合する場合に限る。 1　無線設備規則第65条第１項第１号から第４号までに該当するものであること。 2　使用周波数又は発振の方式に変更をきたすこととならない場合であること。 3　占有周波数帯幅又は周波数変動幅が拡大することとならない場合であること。 4　高周波出力が増加することとならない場合であること。 5　当該部分の性能を低下させない場合であること。 ［略］
［第２　略］	

2　［同左］ ⑴　［同左］ ［⑵・⑶　同左］	当該部分の全部について撤去する場合に限る。 ［同左］
［第２　同左］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
別表第九号　高周波利用設備の許可申請書の様式（第26条第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［第１　略］ 第２　添付書類（設備規則第60条第２号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）（第26条第２項及び第29条第１項関係）	**別表第九号**　高周波利用設備の許可申請書の様式（第26条第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［第１　同左］ 第２　［同左］

高周波利用設備申請書届出書（注１）の添付書類（　　装置分）（注２）　※整理番号

（装置の別）	⑴　使用周波数	⑵　発振方式	⑶　占有周波数帯幅又は周波数変動幅	⑷　高周波出力	⑸　負荷と電極の結合方式	⑹　装置内電源ろ波器

（装置の別）	⑺　遮蔽部分	⑻　機器の製造者	⑼　機器の型式又は名称	⑽　機器の製造番号

高周波利用設備申請書届出書（注１）の添付書類（　　装置分）（注２）　※整理番号

（装置の別）	⑴　使用周波数	⑵　発振方式	⑶　占有周波数帯幅又は周波数変動幅	⑷　高周波出力	⑸　負荷と電極の結合方式	⑹　装置内電源ろ波器

（装置の別）	⑺　遮蔽部分	⑻　機器の製造者	⑼　機器の型式又は名称	⑽　機器の製造番号